

川口市告示第 518 号

次のとおり、事業者を募集するので告示する。

令和 8 年 6 月 26 日

川口市長 岡村 ゆり子



1 該当業務

(1) 業務名

AI 電話自動応答システム等業務

(2) 業務の目的

本業務は、住民税申告受付会場の予約及び住民税に関する問い合わせ対応業務において、市民サービスの向上及び業務効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「AI 電話自動応答システム等業務公募型プロポーザル実施要領」及び「AI 電話自動応答システム等導入業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和 9 年 6 月 30 日まで

2 選定方式

本業務の遂行には高度な専門性が求められ、本業務の目的への十分な理解や期間内における企画提案能力や技術力、知見、ノウハウ、サポート体制等を判断するため、公募型プロポーザルにより受託候補者を選定する。

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、以下に掲げる資格要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 令和 8 年度川口市物品入札参加資格審査申請がされていること。
- (3) 告示日から企画提案書等提出期間締切日までの期間において、川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (6) 十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有していること。
- (7) 個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けていること。
- (8) 法人の場合は、法人事業税 (地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者

でないこと。

(9) 過去3年以内に類似業務について他自治体への新規導入実績があること。

4 公募型プロポーザルの実施方法等

「AI 電話自動応答システム等導入業務公募型プロポーザル実施要領」のとおり

5 担 当

川口市理財部市民税課市民税第1係

〒332-8601

埼玉県川口市青木2丁目1番1号 第二本庁舎4階

電 話 048-259-7245 (直通)

E-Mail 060.05000@city.kawaguchi.saitama.jp

※「AI 電話自動応答システム等導入業務公募型プロポーザル実施要領」及び「AI 電話自動応答システム等導入業務仕様書」等の必要書類はホームページに掲載してあります。